

高知大学特別成果有体物管理規則

平成 18 年 5 月 24 日
規 則 第 11 号

最終改正 令和 5 年 6 月 20 日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における特別成果有体物に対して適切な管理を行うことをもって、人体及び環境に有害な影響を生じさせないことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「特別成果有体物」とは、次の各号に掲げるもののうち、人体及び環境に有害な影響を及ぼす可能性が高いと予想されるものであり、かつ、学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、論文、講演、その他の著作物等に関するものを除く。

- (1) 研究・教育の過程において得られた、あるいは結果として得られた材料、試料（試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導體等）、試作品、モデル品、実験装置等
- (2) 臨床等において得られた試料
- (3) 成果有体物が、複製、増殖又は繁殖可能なものである場合には、その複製物、増殖物及び繁殖物
- (4) データベース、コンピュータプログラム、画像、図面等の各種研究成果を記録した電子記録媒体又は紙記録媒体

2 この規則において、「部局」とは、各学系、各学部（附属施設を含む。ただし、医学部附属病院を除く。）、医学部附属病院、研究科、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所及び保健管理センターをいう。

3 この規則において、「作製」とは、実験その他の方法により特別成果有体物を得る行為又は得られる行為をいう。

(学長等の責務)

第3条 学長は、本学における特別成果有体物の作製に関し、安全の確保及び適切な管理に関する業務を総括する。

2 部局長は、当該部局における特別成果有体物の作製に関し、安全の確保及び適切な管理に関する業務を総括する。

(特別成果有体物作製管理委員会)

第4条 特別成果有体物の作製を行う部局に、特別成果有体物作製管理委員会（以下「作製管理委員会」という。）を置く。

2 作製管理委員会は、特別成果有体物の作製に関し、当該部局における安全を確保するとともに、管理業務を監督する。

(作製管理者)

第5条 特別成果有体物の作製の計画及び実施に当たっては、作製ごとに作製管理者を置く。

2 作製管理者は、当該特別成果有体物に関する知識・技術に習熟した作製従事者のうちから選ぶものとする。

3 作製管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 作製計画の立案及び実施に際して、関係法令及び本規則を遵守し、作業全体の適切な管理・監督に当たること。

(2) その他、作製上の安全確保を行い、特別成果有体物を適切に管理すること。

(作製計画の申請及び承認等)

第6条 特別成果有体物の作製をする場合には、作製管理者は、特別成果有体物作製計画申請書（別紙様式1）及び特別成果有体物作製計画書（別紙様式2）を部局長に提出し、作製において通常求められる安全に関する措置及び管理体制が確保されるか否かの確認並びに作製実施についての承認を受けなければならない。

2 作製管理者は、前項により部局長に提出した特別成果有体物作製計画申請書及び特別成果有体物作製計画書の記載事項に変更が生じた場合及び実験開始後において特別成果有体物が作成されるおそれが生じた場合には、その都度、改めて特別成果有体物作製計画申請書（別紙様式1）及び特別成果有体物作製計画書（別紙様式2）を部局長に提出し、作製において通常求められる安全に関する措置及び管理体制が確保されるか否かの確認並びに作製実施についての承認を受けなければならない。

3 部局長は、前2項の作製計画の申請があったときは、作製管理委員会に審議を求めるものとする。

4 部局長は、前項の作製管理委員会の審議結果を踏まえ、当該申請に対して承認するか

否かを決定し、当該作製管理者に通知するとともに、学長に報告するものとする。

(作製の終了又は中止)

第7条 作製管理者は、特別成果有体物の作製を終了又は中止したとき、事後処理について、特別成果有体物作製終了(中止)報告書(別紙様式3)を部局長に提出しなければならない。

(特別成果有体物の廃棄)

第8条 作製管理者及び作製従事者は、関係法令に従い特別成果有体物を適切に廃棄処理しなければならない。

(他の法令等との関係)

第9条 特別成果有体物のうち、他の法令等に基づき管理されているもの(別表)については、本規則は適用しない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、特別成果有体物の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年5月24日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年9月13日規則第31号)

この規則は、令和元年9月13日から施行する。

附 則(令和5年6月20日規則第15号)

この規則は、令和5年6月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別 表(第9条関係)

法 令 名 等
高知大学遺伝子組換え実験管理規則(平成16年4月1日国立大学法人高知大学規則第75号)
国立大学法人高知大学毒物及び劇物管理規則(平成16年4月1日国立大学法人高知大学規則第103号)
国立大学法人高知大学廃棄薬品類処理細則(平成16年4月1日国立大学法人高知大学規則第104号)

高知大学病原体等安全管理規則（令和5年3月24日国立大学法人高知大学規則第129号）

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年4月5日法律第65号）

別紙様式1（第6条関係）

特別成果有体物作製計画申請書

年 月 日

部局長 殿

作製管理者 所属
氏名

(印)

- 下記作製計画の 承認を申請します。
 変更の承認を申請します。

記

課 題 名			
受理（承認）番号 （変更申請の場合）			
作 製 管 理 者	職名		氏名
添 付 書 類 （注1）	<input type="checkbox"/> 作製計画（別紙様式2） <input type="checkbox"/> その他参考資料（ 点）		
変 更 部 分 （変更申請の場合に 記入） （注2）			

（注1） 該当する項目をチェックすること。成果有体物作製計画書は必ず添付すること。

（注2） 作製計画書中の変更項目名を記入すること。

特別成果有体物作製計画承認書

上記申請を承認します。

年 月 日

部局長

(印)

記

承 認 番 号		
期 間	年 月から	年 月まで
使 用 実 験	名称	
室 等		

別紙様式 2 (第 6 条関係)

特別成果有体物作製計画書

課題名				
実施期間		年 月から 年 月まで		
作製場所	団地名称、建物名称、階数、実験室名	団地	棟	階 室
作製管理者	所属部局			
	職名・氏名			
		Tel:	Fax:	E-mail:
	目的			
	概要			
作製従事者	氏名	職名	作製取扱経験年数	作製等に係る実験経験年数
作製管理委員会の意見				
		作製管理委員会委員長氏名	⑩	

別紙様式3 (第7条関係)

特別成果有体物作製 終了(中止) 報告書

承認番号

部局長 殿

作製管理者	部局・職			
	氏 名	(印)		
課 題 名				
作製の場所	名称			
	連絡先	Tel: Fax: E-mail:		
作製の開始及び終了日		年 月 日 ~ 年 月 日		
作製の終了(中止)に伴う措置	作製によって得られた特別成果有体物の管理に関する措置	管理の対象となる成果有体物の概要(注1)		
		措置の区分(注2)	処分 移管 保管又は他の実験に活用	
		処分若しくは保管の方法		
		移管の場合の管理者(注3)	所属部局の所在地	〒
			所属機関・部局・職氏名	
	他の作製に活用する場合の作製計画の概要			
作製従事者の健康状態等(注4)				

注1 保管している種類及び特別成果有体物等の数量について、簡明に記入すること。

注2 該当欄に○を付すこと。

注3 複数の者に分割して移管する場合は、別葉にて、その旨添付すること。

注4 作製中における作製に伴う異常の有無を記入すること。